

青森県内水面における小型機船底びき網漁業許可取扱方針

平成27年7月 1日制定

平成31年3月20日一部改正

(趣旨)

第1 この方針は、青森県内水面漁業調整規則(昭和48年8月青森県規則第55号。以下「規則」という。)における小型機船底びき網漁業(手繰第三種、しじみけた網漁業及び貝けた網漁業。以下「小型底漁業」という。)についての許可(以下「漁業許可」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(審査の方法等)

第2 漁業許可の審査は、関係漁業者及び関係漁業協同組合の意見、操業実績報告の結果及び地方独立行政法人青森県産業技術センター内水面研究所の助言等を勘案して行うものとする。

2 規則第21条第1号の「漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者」とは、規則第25条第2項の規定により小型機船底びき網漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第2項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)又はしじみ漁業(規則第6条に規定するしじみ漁業をいう。以下同じ。)の許可を取り消された者であって、その取消の日から2年を経過しない者又は当該者を申請に係る小型機船底びき網漁業の従事者とする者をいう。

3 「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、次の場合とする。

(1) しじみけた網漁業に係る小型機船底びき網漁業の許可の申請が相当数見込まれる場合において、同一の者に対し、複数のしじみけた網漁業に係る小型機船底びき網漁業の許可をするとき、又はしじみけた網漁業に係る小型機船底びき網漁業の許可及びしじみ漁業の許可をする場合

(2) 貝けた網漁業に係る小型機船底びき網漁業の許可の申請が相当数見込まれる場合において、同一の者に対し、複数の貝けた網漁業に係る小型機船底びき網漁業の許可をする場合

4 規則第20条第1項第3号の「漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合」とは、次に掲げる場合とする。

(1) 漁業許可に係る区域において漁業対象等の水産動植物の資源状況が著しく悪化している場合

(2) 同一漁場において操業する他の漁業との資源及び漁場の利用その他当該漁場の総合的利用に著しく支障を及ぼすおそれがある場合

- (3) 漁業法第6条第5項第1号に規定する第一種共同漁業を内容とする同条第2項に規定する共同漁業権の対象となっている水産動植物を採捕目的とする場合において、当該共同漁業権に係る同法第8条第1項に規定する漁業権行使規則で当該漁業種類を禁止漁法としている場合
 - (4) 次のいずれかに該当する船舶を使用する場合
 - イ 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項に規定する青森県知事の登録を受けていない船舶
 - ロ 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶
 - (5) 漁業許可の申請に基づき、漁業許可をしたとすると、別表に定める、漁業調整又は水産資源の保護培養の目的のため内水面漁場管理委員会の意見を聴いて内水面ごとに設定される漁業許可の数を超えることとなる場合
- 5 4(5)の場合には、次のとおり漁業許可の優先順位を決める。
- 第1位 現に漁業許可を受けている者が当該漁業許可の有効期間の満了の日の到来のために改めて申請した場合
 - 第2位 小型底漁業の従事者が、小型底漁業の漁業者として自立を図るため、当該漁業の許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して申請した場合
 - 第3位 小型底漁業の従事者が、小型底漁業の漁業者として自立を図るため申請した場合
 - 第4位 小型底漁業を営み又はこれに従事した経験がある者(以下「小型底漁業経験者」という。)が申請した場合
 - 第5位 小型底漁業経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、小型底漁業以外の内水面漁業を営み又はこれに従事したことがある者が申請した場合
 - 第6位 小型底漁業経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、内水面漁業以外の漁業を営み又はこれに従事したことがある者が申請した場合
 - 第7位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合
- 6 5の規定による第2位から第4位までにおいて同順位である者相互間については、漁業許可に係る期間中に小型底漁業を営み、又は従事する日数の多い者が優先されるものとする。
- 7 5の規定による第5位及び第6位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- 第1位 小型底漁業の操業区域において漁業を営む者
 - 第2位 小型底漁業の操業区域において漁業に従事する者
 - 第3位 小型底漁業の操業区域以外において漁業を営む者
 - 第4位 小型底漁業の操業区域以外において漁業に従事する者
- 8 7の規定による第1位から第4位までにおいて同順位である者相互間については、その申請の日以前10年の間において漁業を営んだ日数又は従事した日数の多

い者が優先されるものとする。

- 9 5の規定による第7位において同順位である者相互間の優先順位は、参入に十分な資本及び経営計画を有しているかを具体的に勘案し、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で決める。
- 10 8の「営んだ日数」とは、水揚げ伝票等により確認できる水揚げ日数とし、「従事した日数」とは、雇用主による証明等により確認できる日数とする。
- 11 5から10までの規定に従ったとしても、優先順位が決まらない場合は、公正な方法でくじを行う。

(申請の添付書類等)

第3 規則第7条第2項の規定により漁業許可申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) 操業区域と第一種共同漁業権漁場が重複する場合にあっては、当該共同漁業権受有者の同意書
- (3) 操業に申請者以外の者が所有する船舶を使用する場合は、船舶所有者の船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (4) 使用漁具図(寸法など構造や材質等を明示したもの)
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届及び印鑑証明書
- (6) 法人にあっては、定款及び登記事項証明書
- (7) 事業計画書(目的、操業の方法、経費等を明記したもの)
- (8) 漁業協同組合が申請する場合は、総会等において、組織として機関決定したことを証する書類

2 規則第7条第1項の漁業許可申請書の提出期限は、別に定める。

(有効期間等)

第4 漁業許可の有効期間は、同一の操業区域において、同一の期日に満了するものとする。

2 漁業許可を受けた者の地位を承継した場合の漁業許可の有効期間は、当該漁業許可の残存期間とする。

(制限又は条件)

第5 次に掲げる事項は、漁業許可がなされた場合において、規則第13条の規定により付けられた漁業許可の制限又は条件となるものとする。

- (1) 使用できる漁具は1ヶ統とすること
- (2) 水産資源の保護培養、漁業取締り、その他漁業調整のため、漁業監督吏員が必要と認め、漁業の操業について指示した場合、これに従わなければならないこと

- (3) 日の入から日の出までの間は、操業してはならないこと
- (4) 水流噴流式桁網（かご網、じょれん）は使用してはならないこと
- (5) その他知事が漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要であると認めたこと

附則

この方針は、平成27年7月1日から施行する。

この方針は、平成31年3月20日から施行する。

別表

漁業種類	内水面の名称	許可の件数の上限
しじみけた網漁業	前潟	105
	セバト沼	105
	十三湖	166
	山田川	61
	小川原湖	250